

勅旨田に関する諸問題

坂 本 賞 三

はじめに

- 1 院勅旨田・院田と莊園形態の勅旨田
- 2 後一条勅旨田と後一条

- 3 中世莊園制の形成と院勅旨田、および創始期の院勅旨田について
おわりに

論文要旨

天皇が譲位して上皇となると、上皇の生活を支えるために国家から封戸が与えられたが、9世紀前期から、封戸のほかに、勅旨田が与えられるようになった。上皇に与えられた勅旨田は、その上皇の名前を冠して「○○院勅旨田」とよばれた。後三条院勅旨田は、後三条天皇が白河天皇に譲位して、後三条上皇となったあと、白河天皇が後三条上皇の生活の支えのために与えた勅旨田である。

勅旨田の研究ははじまったばかりである。勅旨田について、現在解明されつつある問題、これからあと解明さるべき問題、は次のごとくである。

(1)上皇に与えられた勅旨田には、「○○莊」とよばれるものと、「○○勅旨田」とよばれるものとがある。「○○莊」とよばれるものは、領域をもつ莊園である。「○○勅旨田」とよばれるものは、国が領有する国衙領の中に散在する勅旨田の田地に課せられる租税を、その国から上皇に与えるのである。

(2)中世に「後一条院勅旨田」とよばれるものが存在した。ところが後一条天皇は天皇の地位にあったまま死去したので、上皇になった事実はない。にもかかわらず「後一条院勅旨田」とよばれるものが存在したのは、後一条天皇が死去する直前の1036年4月16日に、自分で自分の勅旨田を設定したからである。なぜ後一条天皇は、自身のために勅旨田を設定したのか。

(3)從来、はじめて上皇に勅旨田が与えられたのは嵯峨上皇に与えられた834年の事例だとされてきた。しかしこの834年の事例は嵯峨上皇の生活のための費用として与えられたものではないという解釈が提起された。上皇に勅旨田が与えられた明確な事例は840年からあとみられるが、何故に封戸に加えて勅旨田が上皇の生活費として与えられるようになったのか。